

規則等の改正について

令和6年4月1日付け大学改革支援・学位授与機構（以下、機構）の組織改編によって（旧）大学ポートレートセンターが大学ポートレート・大学情報基盤センターに整理されたことに伴い、機構内において「独立行政法人大学改革支援学位授与機構大学ポートレート運営会議規則」の改正が（1）のとおり行われた。

大学ポートレート運営会議決定の規則についても、機構の組織改編により該当箇所を改正する必要があることから、（2）のとおり改正を行いたい。

（1）改正済（令和6年3月29日改正、令和6年4月1日施行）

- ・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議規則

改正後	改正前
<p>（庶務）</p> <p>第7条 運営会議の庶務は、大学ポートレート・<u>大学情報基盤センター</u>において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第7条 運営会議の庶務は、大学ポートレート<u>センター</u>において処理する。</p>

（2）本会議において改正

「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議の会議の公開について」及び「大学ポートレートステークホルダー・ボード設置要項」の該当箇所を下記のとおり改正を行う（全文は別紙のとおり）。なお、施行日は令和6年4月1日とする。

- ・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議の会議の公開について【別紙1：全文】

改正後（案）	改正前
<p>（会議の傍聴）</p> <p>3 運営会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート・<u>大学情報基盤センター</u>に申し出て、許可を得るものとする。</p>	<p>（会議の傍聴）</p> <p>3 運営会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート<u>センター</u>に申し出て、許可を得るものとする。</p>

- ・大学ポートレートステークホルダー・ボード設置要項【別紙2：全文】

改正後（案）	改正前
<p>（庶務）</p> <p>第6条 ステークホルダー・ボードの庶務は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート・<u>大学情報基盤センター</u>において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第6条 ステークホルダー・ボードの庶務は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート<u>センター</u>において処理する。</p>

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
大学ポートレート運営会議の会議の公開について

平成26年10月1日
大学ポートレート運営会議決定
最終改正 令和 年 月 日

(総則)

- 1 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議要項第9条の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議の会議の公開に関する取扱いを次のように定める。

(会議の公開)

- 2 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議（以下「運営会議」とする。）は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。
 - 一 議長の選任その他人事に関する事項を議決する場合
 - 二 議長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合

(会議の公開)

- 3 運営会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート・大学情報基盤センターに申し出て、許可を得るものとする。
- 4 前項の許可を得た者（以下「傍聴人」という。）は、議長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。
- 5 傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(会議資料の公開)

- 6 運営会議の会議資料は、原則として公開とする。ただし、議長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合についてはこの限りではない。

(議事録の公開)

- 7 議長は、運営会議の会議の議事録を作成し、原則として公開するものとする。ただし、議長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合はこの限りではない。

大学ポートレートステークホルダー・ボード設置要項

平成26年10月1日
大学ポートレート運営会議決定
最終改正 令和 年 月 日

(総則)

第1条 大学ポートレートステークホルダー・ボード（以下「ステークホルダー・ボード」という。）の設置に関し必要な事項は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議要項第6条第2項の規定に基づき、この要項に定めるものとする。

(目的)

第2条 ステークホルダー・ボードは、大学ポートレート運営会議（以下「運営会議」という。）において大学ポートレートの運営の改善に向けた議論をするに当たり、運営会議に対しステークホルダーの立場から意見又は評価を述べる。

(組織)

第3条 ステークホルダー・ボードの委員は8名以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 高等学校等の学校関係者
 - 二 産業界関係者
 - 三 大学における教育情報の公表・活用等に関し識見を有する者
- 2 委員は、運営会議の意見を聴いて、運営会議の議長（以下、「議長」という。）が指名する。
- 3 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

(主査等)

第4条 ステークホルダー・ボードに主査を置き、議長が指名する。

- 2 主査は、ステークホルダー・ボードで出された意見又は評価を運営会議に報告する。
- 3 ステークホルダー・ボードに主査代理を置き、委員のうちから主査が指名する。
- 4 主査代理は主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 ステークホルダー・ボードは、運営会議の求めに応じて主査が招集し意見又は評価を述べる。

- 2 主査は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 ステークホルダー・ボードは、原則として公開とする。

(庶務)

第6条 ステークホルダー・ボードの庶務は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート・大学情報基盤センターにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、ステークホルダー・ボードの運営に関し必要な事項は、議長が運営会議の議を経て定める。